

平成29年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第2号説明資料

平成29年2月16日

大磯町職員の定数条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2
参考資料	3

総務課

大磯町職員の定数条例の一部を改正する条例

1 改正概要

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）への対応及び増加する救急需要、消防事務への対応を図り、消防・救急体制の強化を図るため、職員定数に係る規定の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 消防職員の数を5人増やし、条例に規定する職員定数を45人から50人とします。
 - (2) 町長の事務部局の職員の数を5人減らし、条例に規定する職員定数を202人から197人とします。
- ※ ただし、条例に規定する職員定数の合計数334人の変更は行いません。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

事務部局の区分		定数	改正後	実人数
町長の事務部局の職員		202	197	174
議会の事務部局の職員		4	改正なし	3
選挙管理委員会の事務部局の職員		2		2
監査委員の事務部局の職員		2		2
教育委員会の事務部局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関	事務部局の職員その他の職員	52		26
	教諭、助教諭	24		7
農業委員会の事務部局の職員		3		1
消防職員		45		50
		334	334	260

H29. 2. 1 現在

(3) 施行日

平成29年4月1日とします。

大磯町職員の定数条例 新旧対照表

改正案	現行																																				
<p>第1条～第3条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務部局の区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">197</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局、教育委員会の事務部局の職員その他 所管に属する学校その他の教育機関の職員</td> <td style="text-align: center;">52</td> </tr> <tr> <td>教諭、助教諭</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>消防職員</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> </tbody> </table>	事務部局の区分	定数	町長の事務部局の職員	197	議会の事務部局の職員	4	選挙管理委員会の事務部局の職員	2	監査委員の事務部局の職員	2	教育委員会の事務部局、教育委員会の事務部局の職員その他 所管に属する学校その他の教育機関の職員	52	教諭、助教諭	24	農業委員会の事務部局の職員	3	消防職員	50	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務部局の区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">202</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局、教育委員会の事務部局の職員その他 所管に属する学校その他の教育機関の職員</td> <td style="text-align: center;">52</td> </tr> <tr> <td>教諭、助教諭</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>消防職員</td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> </tbody> </table>	事務部局の区分	定数	町長の事務部局の職員	202	議会の事務部局の職員	4	選挙管理委員会の事務部局の職員	2	監査委員の事務部局の職員	2	教育委員会の事務部局、教育委員会の事務部局の職員その他 所管に属する学校その他の教育機関の職員	52	教諭、助教諭	24	農業委員会の事務部局の職員	3	消防職員	45
事務部局の区分	定数																																				
町長の事務部局の職員	197																																				
議会の事務部局の職員	4																																				
選挙管理委員会の事務部局の職員	2																																				
監査委員の事務部局の職員	2																																				
教育委員会の事務部局、教育委員会の事務部局の職員その他 所管に属する学校その他の教育機関の職員	52																																				
教諭、助教諭	24																																				
農業委員会の事務部局の職員	3																																				
消防職員	50																																				
事務部局の区分	定数																																				
町長の事務部局の職員	202																																				
議会の事務部局の職員	4																																				
選挙管理委員会の事務部局の職員	2																																				
監査委員の事務部局の職員	2																																				
教育委員会の事務部局、教育委員会の事務部局の職員その他 所管に属する学校その他の教育機関の職員	52																																				
教諭、助教諭	24																																				
農業委員会の事務部局の職員	3																																				
消防職員	45																																				

○ 参考資料

<消防職員に係る定数改正の経過>

年 月 日	内 容	備 考
昭和 43 年 5 月 1 日	大磯町消防本部、消防署設置 (消防職員 23 名)	—
昭和 52 年 10 月 8 日	定数条例改正 (消防職員 28 名)	+ 5
昭和 54 年 10 月 1 日	定数条例改正 (消防職員 30 名)	+ 2
昭和 63 年 10 月 1 日	定数条例改正 (消防職員 35 名)	+ 5
平成 4 年 9 月 26 日	定数条例改正 (消防職員 40 名)	+ 5
平成 7 年 6 月 7 日	定数条例改正 (消防職員 45 名)	+ 5
平成 8 年 4 月 1 日	国府分署開設	—

<救急活動状況の推移>

年 数	出場件数	備 考
平成 7 年	989 件 (本署 : 989 件、 —)	消防職員定数 45 名
平成 8 年	1,054 件 (本署 : 735 件、分署 : 319 件)	国府分署開設
平成 17 年	1,460 件 (本署 : 845 件、分署 : 615 件)	
平成 27 年	1,572 件 (本署 : 853 件、分署 : 719 件)	

<県内 (町消防本部) の状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在) >

消防本部名	消防署数	出張所数	条例定数 (人)	消防職員数 (人)	うち女性	
					消防吏員数 (人)	比率 (%)
大 磯 町	1	1	45	45	0	0.0
葉 山 町	1	—	52	49	2	4.1
寒 川 町	1	—	58	56	2	3.6
二 宮 町	1	—	46	46	3	6.5
箱 根 町	1	3	104	96	0	0.0
湯河原町※	1	2	81	77	1	1.3
愛 川 町	1	1	68	67	0	0.0

※湯河原町は、委託されている真鶴町を含む。